

議第六四号

奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良県議会委員会条例（昭和三十一年八月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「水循環・森林・景観環境部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部」を「環境森林部、産業部、食農部」に、「文化・教育・くらし創造部」を「地域創造部」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

理 由

県に置く部の変更に伴い、常任委員会の所管事項について、所要の改正をしようとするものである。